平成２９年（ヒ）第１０２号
静岡県伊東市竹の内１丁目３番12号
清算株式会社　株式会社金子商事
清算人　金子　貴子
１　決定年月日　平成29年２月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所沼津支部民事部

平成２９年（ヒ）第１０１号
鹿児島市中央町18番地１
清算株式会社　南国興産株式会社
代表清算人　渡辺　勝三
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第６号
三重県志摩市阿児町神明長沢1485番地３
清算株式会社　株式会社Ｐ
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
津地方裁判所伊勢支部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０６７号
東京都台東区台東３丁目40番10号
清算株式会社　山青貿易株式会社
代表清算人　谷口みのる
１　決定年月日　平成29年２月３日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　本協定の対象となる債権は、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権（以下「協定債権」という。）であり、同債権を有するものを協定債権者という。
２　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者のうち、協定債権者亡村上貞夫相続財産管理人村上康晴を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額のうち別紙記載の元本額に応じて按分して弁済する（但し、１円未満の端数については一律切り捨てて弁済額を計算する）。弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　本件協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額（各協定債権に対する利息、損害金の一切を含む）から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　協定債権者亡村上貞夫相続財産管理人村上康晴は、清算株式会社に対し、その協定債権のすべて（利息、損害金の一切を含む）を免除する。
５　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額のうち別紙記載の元本額に応じて按分して弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

決議に付する決定

平成２８年（再）第２号
岐阜市六条南３丁目11番５－401号（ラ・ヴィル六条南）
再生債務者　江城　　暁
１　決議に付する計画案　平成29年１月13日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成29年３月17日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成29年３月10日
平成29年２月３日　　岐阜地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第５４号
千葉県白井市根1383番地の１
再生債務者　平川　秋子
１　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年２月23日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月９日から平成29年３月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（再イ）第１９４号
さいたま市西区大字植田谷本410番地３
再生債務者　遠藤　明生
１　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年２月24日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月10日から平成29年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第２１０号
埼玉県桶川市若宮１丁目８番10―503号
再生債務者　吉田　隼人
１　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年２月24日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月10日から平成29年３月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第１０４号
埼玉県草加市中根１丁目１番１―1321号
再生債務者　福田　秀行
１　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年２月24日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月10日から平成29年３月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２９年（再イ）第２号
埼玉県春日部市栄町２丁目65番地６
再生債務者　小林　敦子
１　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年２月24日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月10日から平成29年３月17日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２８年（再イ）第５９号
千葉県富里市七栄652番地３
再生債務者　棚田　明美
１　決定年月日時　平成29年２月３日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年２月24日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月10日から平成29年３月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（再イ）第１号
栃木県宇都宮市篠井町97番地
再生債務者　手塚　英行
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後０時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年２月27日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月13日から平成29年３月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２８年（再イ）第１７１号
埼玉県川口市西川口２丁目17番６―101号
再生債務者　森　　雅子
１　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年２月27日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月13日から平成29年３月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第６３号
静岡市葵区西千代田町30番13―１号
再生債務者　金田　真哉
１　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成29年２月27日まで
４　一般異議申述期間　平成29年３月８日から平成29年３月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部